

1. 議事日程

〔平成25年第4回安芸高田市議会12月定例会第12日目〕

平成25年12月20日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案の訂正について
日程第3 議案第80号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第82号 過疎地域自立促進計画の変更について
日程第5 議案第83号 新市建設計画の変更について
日程第6 発議第8号 平成26年度地方財政の確立に関する意見書について
日程第7 発議第9号 軽減税率適用など消費増税に向けた生活支援策に関する意見書
について
日程第8 発議第10号 TPP交渉に関する意見書について
日程第9 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

8番 大下正幸 9番 水戸眞悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長 浜田一義 副市長 藤川幸典
教育長 永井初男 総務部長 沖野文雄

企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局次長	外輪勇三	事務局次長	山中章
総務係長	森岡雅昭	主任	大足龍利

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○塚本議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は17名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長 秋田雅朝君。

○秋田議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会報告を行います。  
本日の会議の運営につきまして、去る12月19日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。  
追加案件となる、「議案の訂正について」及び「発議第8号」から「発議第10号」までの4件について協議を行い、「議案の訂正について」は、訂正理由説明後、採決を行うことといたしました。  
続いて、「発議第8号」から「発議第10号」は、それぞれ提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において8番 大下正幸君、及び9番 水戸眞悟君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案の訂正について

○塚本議長 日程第2、「議案の訂正について」の件を議題といたします。  
本件につきましては、12月9日提案の議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更について」の議案につきまして、会議規則第19条第1項の規定に基づき、12月17日付で市長より訂正の申し出がありました。  
市長より議案訂正理由の説明を求めます  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。  
議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更について」の議案の訂正についての御説明を申し上げます。  
本定例会、初日12月9日に提出をいたしました、議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更」において、路線名の浄書に誤りがございましたので、訂正をするものであります。ここに訂正をいたし、深くおわびを

申し上げます。

○塚本議長 これをもって議案訂正理由の説明を終わります。  
引き続き、担当部長より内容の説明を求めます。  
企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更について」の議案の訂正について、内容の御説明を申し上げます。

議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更」の表中、「2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の項の「変更」の欄、  
(1) 市町村道の路線名に、「東沖原線」と記載するべきところを浄書誤りで、先頭の「東」の1字が欠落しておりました。

なお、審議いただきました路線の位置を含め、内容に変更があるものではございません。

訂正し、おわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○塚本議長 これをもって、説明を終わります。  
お諮りいたします。議案第82号の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、議案第82号の訂正については、承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第80号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第82号 過疎地域自立促進計画の変更について

日程第5 議案第83号 新市建設計画の変更について

○塚本議長 日程第3、議案第80号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件から、日程第5、議案第83号「新市建設計画の変更について」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 総務企画常任委員会で審議した内容について、説明申し上げます。

平成25年12月9日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案について、12月16日に総務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第80号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、平成26年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、課の統廃合や新設、及び、現在の課の名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

委員より、『支所の「すぐやる係」を、建設部の「すぐやる課」へ集約し、各支所に駐在させることで、フットワークのよい行政推進が期待できる半面、支所の運営に関して、支所長の統括に支障が生じることも

危惧される。支所長の権限、支所のあり方の将来像についてはどのように考えているのか。』との質疑があり、執行部より、「組織・機構のあり方にこれが最善だということはないと考えており、時代の変化と変容により、その都度新しい方策を考えていくというのが基本的な考えである。支所長は組織を包括する立場にあるので、その連絡調整部分については、当然、事務分掌に残しておきたいと考えている。また、災害時の対応をどうするかという一つの大きな課題があるので、それらを考慮しながら、今後とも時代の変化にあった組織体制の見直しをしていきたいと考えている。」との答弁がございました。

また、委員より、「市民にわかりやすくするため、市民生活課を環境生活課へ変更するとあるが、この中身は。」との質疑があり、執行部より、『現在、再生可能エネルギーについての議論が継続している中で、「環境」ということに特化して表に出すことにより、どこが取り組んでいくのかをはっきりさせていくという、1つの大きな意味と、もう1つには、現在の「市民生活」という名称では、住民基本台帳関係部署と間違えられやすいという課題があるため、2つの意味で、市民にわかりやすい窓口の名称とするという目的で、今回変更を行うものである。』との答弁がございました。

次に、議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、本年度、新たに過疎債を財源として実施しようとする5つの事業について、本市「過疎地域自立促進計画」に追加するもので、委員より、『道の駅整備事業を、「防災の視点」ではなく「産業の振興」という視点で追加した背景は。』との質疑がありました。答弁として執行部より、「防災施設としての活用というのは大きな柱としているが、当初からの目的で、地域活性化のための施設として活用していくという計画で進めてきており、全体的な流れは変わっていないので、産業振興の分野に掲載させていただいている。」との答弁がございました。

次に、議案第83号「新市建設計画の変更について」は、法改正により、合併特例債を発行することができる期間について、5年間延長することができることになったことから、新市建設計画を5年間延長するものがあります。また、あわせて、計画に新たに「道の駅整備」事業を追加するものがあります。委員より、『このことにより、「道の駅」の整備に合併特例債が利用可能になるが、今回、過疎地域自立促進計画にも「道の駅整備事業」をあげており、財源充当はどのようになるのか。また、26年度新たに策定される総合計画の基本構想とのかかわりは。』との質疑があり、執行部より、『安芸高田市のまちづくりの方向を示すものが総合計画の基本構想であり、その財源となるべき有利な起債が充当できる環境をできるだけ用意しておきたいというのが基本的な考え方である。今回、合併特例債が5年間延長できることになったため、安芸高田市でも、6町で合意した新市の建設計画の事業執行に向け、延長をお願いするものがあります。それとともに、計画に新たに「道の駅整備事業」を

加え、合併特例債を充当できるようにするもので、有利な起債という点では、合併特例債よりも過疎債のほうが有利であるが、過疎債も全体の枠が決まってくる状況があるので、より有利な起債を充当できるよう、両方の計画へ「道の駅整備計画」を載せていきたいということである。』との答弁がありました。

また、委員より、「現在の段階で、道の駅の予算規模はどのくらいか。」との質疑があり、執行部より、「詳細が確定していないので、あくまでも現時点での推計ではあるが、全体で約6億5,000万円程度のものを考えている。」との答弁がございました。

いずれの議案においても、慎重に審査し、採決した結果、全て、原案のとおり可決するべきものであると決しました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件から、議案第83号「新市建設計画の変更について」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 発議第8号 平成26年度地方財政の確立に関する意見書について

○塚本議長 日程第6、発議第8号「平成26年度地方財政の確立に関する意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 発議第8号「平成26年度地方財政の確立に関する意見書」について、提案理由の説明をいたします。

本定例会中の「総務企画常任委員会」における審査案件、「24年度地方財政の確立に関する要請」について、12月16日に開いた委員会において審査した結果、委員全員が趣旨に賛同し、採択をいたしました。

この要請の趣旨は、来年度の地方財政に関し、8月の中期財政計画において「地方の一般財源の総額は、本年度の地方財政計画と実質的に同

水準を確保する」とされたものの、来年度の国の予算編成の歳出削減ターゲットとされることが懸念され、さらに、財政制裁措置ともいえる、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入も検討が進められております。

地方においては、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けており、地方財政の充実・強化が求められるところであるとするものです。

よって、この要請を踏まえ、別紙にあります7項目の実現を求める意見書を、政府関係機関に対し、本市議会として提出すべく発議するものであります。何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第8号「平成26年度地方財政の確立に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第9号 軽減税率適用など消費増税に向けた生活支援策に関する意見書について

○塚本議長 日程第7、発議第9号「軽減税率適用など消費増税に向けた生活支援策に関する意見書について」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 発議第9号「軽減税率適用など消費増税に向けた生活支援策に関する意見書」について、御提案の理由を説明いたします。

本定例会中の「総務企画常任委員会」における審査案件、「軽減税率適用など消費増税に向けた生活支援策に関する要望書」について、12月16日に開いた委員会において審査した結果、委員全員が趣旨に賛同し、採択いたしました。

この要請の趣旨は、来年4月から消費税が8%に増税が確定し、27年秋には10%への引き上げも検討されております。国の借金総額は1,000兆円を超え、財政支出は増加の一途をたどり、財政収支のアンバランスは拡大しつつあり、その対策としての消費税増税は、広く国民に負担がのしかかることとなります。

欧州諸国では、国民の生活を守るため、軽減税率の導入が一般化されております。我が国においても、米、みそ、しょう油などの基礎的食料品と同様に、新聞、書籍、雑誌などの知的財産にも軽減税率の検討がなされるべきとし、消費税引き上げの際は、国に対し、新聞、書籍、雑誌などへの軽減税率の適用を含む生活文化支援策を求められるよう要望するとするということでございます。

よって、この要望を踏まえ、意見書を、国並びに政府関係機関に対し、本市議会として提出すべく発議するものであります。何とぞ、議員の皆様様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第9号「軽減税率適用など消費増税に向けた生活支援策に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8 発議第10号 TPP交渉に関する意見書について

○塚本議長 日程第8、発議第10号「TPP交渉に関する意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 発議第10号「TPP交渉に関する意見書について」、提案理由の説明を行います。

本定例会・会期中の産業建設常任委員会における審査案件「TPP交渉対策に関する要望」について、12月18日に委員会を開催し審査した結果、委員全員が趣旨に賛同し、採択をいたしました。

要望の内容は、「国に対して、TPP交渉対策における農畜産物の関税、重要品目の堅持と、協定交渉の情報開示を求めること」を要望するものです。よって、この要望を踏まえ、政府関係機関に対し、農畜産物の関税、重要品目の堅持を趣旨とする自民党の「TPP対策に関する決議」、及び参議院農林水産委員会、並びに衆議院農林水産委員会で採択された「TPP協定交渉参加に関する決議」を遵守すること。また、交渉にあたっては早急に情報開示の手法を構築し、国民並びに関係各所に情報を提示することを求める意見書を、本市議会として提出すべく発議するものであります。何とぞ、議員の皆様様の御理解をいただきますよう

お願いし、提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第10号「TPP交渉に関する意見書について」の件を  
起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 閉会中の継続調査の件について

○塚本議長 日程第9「閉会中の継続調査の件について」の件を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて平成25年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員